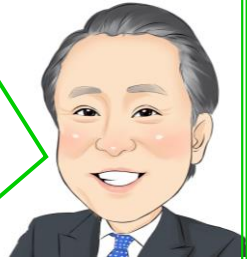


こんにちは！所長の森田です。
今回は**遺言書**についてのご紹介です。
遺言書を作成しておくことにより、遺言者の意向に添った遺産分割ができるようになります。
遺言にはいくつかの方式がありますが、当事務所では最も安全で、絶大な効力のある**公正証書遺言**をおすすめしており、作成のサポートを行っております。
ぜひお気軽にご相談ください!!



ゆいごん 遺言とは・・・

- 遺言とは、生前に相続人等に対し、自身の財産を誰に、どういう形で渡すかという**意思を書類として残しておくこと**です。
- 遺言書を作成しておくことで、相続発生時には、**遺言書の通り**に遺産分割手続きを行うことができます。
- 遺言書には、**自筆証書遺言**、**秘密証書遺言**、**公正証書遺言**の3種類があります。
- 遺言書がない場合、相続人同士で話し合い、**法律で定められた割合**もしくは、**話し合いの結果決まった配分**で遺産分割をすることになります（遺産分割協議）。

～遺言は円満分割のための保険です～

※遺言書があっても、相続人同士の話し合いがまとまり、遺産分割協議書が作成できれば、**必ずしも遺言書に従う必要はありません。**

自筆証書遺言

⇒手書きの遺言書



- 裁判所の検認手続きが必要
- 内容の不備で、無効になる場合有り
- 紛失等のおそれ有り

公正証書遺言

⇒公証人が作成する遺言書



- 裁判所の検認手続きが不要
- 相続人の印鑑証明書を求めずに名義変更が可能
- 原本は公証役場で保管されるので、紛失のおそれがない

遺言書を作成した方が良いケース



○相続手続きをスムーズにしたい

→遺産分割協議の場合、相続人全員が集まって話し合い、書類をまとめなければならず、相続人が多数いたり、遠方の場合は時間がかかります。

…遺言書があれば、上記の話し合いを省略して名義変更など一切の手続きを進められるため、相続人の事務的、精神的負担が軽減できます。



○相続人間に意見の相違がある

→遺産分割協議の場合、話し合いがまとまらない可能性があります。

…遺言書があれば、仮に話し合いに応じない相続人がいても、遺言書の内容が優先されるため、手続きが滞ってしまうことはありません。



○相続人以外に財産を渡したい

→例えば、子どもの配偶者は生前介護をしてくれていても、法律上では相続する権利を持ちません。

…遺言書があれば、特別お世話になった人へ財産を渡したいという意思を残すことができます。



Check!

→相続をする人への負担やトラブルを減らしたい場合、特別な人に財産を渡したい場合は遺言書の作成をおすすめします!



遺言書作成に必要な準備は事務所スタッフがサポートし、作成日当日は30分程度で完了します。

また、森田会計では、毎月遺言と相続の無料セミナーや無料相談を行っております!

ぜひお気軽に担当者までご連絡ください!